

競技会において着用又は携行することができる水泳用品、用具の

商業ロゴマーク等についての取り扱い規定

(総則)

第1条 本規定は、(財)日本水泳連盟(以下「本連盟」という。)競技者資格規定第5条第1項及び競泳競技規則第15条第3項第1号に規定する商業ロゴマーク(商標・商標名の総称)等の取り扱いに関することを定める。

(商業ロゴマーク等の使用基準)

第2条 全ての競技者、監督、コーチ及び役員(以下「競技者等」という。)は、競技会の会場内で着用する水着及びウェア、持ち物に付けることができる所属チーム等の名称・マーク、スポンサーのロゴマーク、メーカーのロゴマークについて、次の通り取り扱う。

(1)水着及びウェア、持ち物には、それぞれ利用の異なる毎に、次の名称・マークを付けることができる

- 1)自分の氏名や所属チームの名称・マーク
- 2)オリンピック大会や世界選手権大会等の競技会を表す名称・マーク
- 3)国旗・国または地域の名称(自国でなくても良い)、都道府県や市町村の名称・マーク
- 4)公式競技会及び公認競技会のシンボルマークや本連盟が認めたもの
- 5)水着には、30 cm²以内の本連盟に事前承認を得たスポンサーロゴマークを1個及びメーカーロゴマークをウエストより上部に1個、下部に1個付けることができる但し、これらのメーカーロゴマークは、相互に隣接して置いてはならない。ツーピースの水着には、上部に1個、下部に1個付けることができる
前期1)~4)までの所属チーム等の名称・マークの大きさに制限は無いが、競泳競技の水着に着ける所属チーム等の名称・マークは30 cm²以内で1個とする
- 6)ウェアには、40 cm²以内の本連盟に事前承認を得たスポンサーのロゴマーク及びメーカーのロゴマークを1個つけることができる
- 7)その他の持ち物には、20 cm²以内の本連盟に事前承認を得たスポンサーのロゴマーク及びメーカーロゴマークを1個付けることができる

(2)スポンサーのロゴマークは、競技者に相応しい商品、サービス又は企業広告とする。

但し、タバコ及びビール以外のアルコール並びに本連盟のオフィシャルスポンサーに登録されている企業は除く

(3)ロゴマーク面積の計測方法は着用前のものとし、ロゴマークを正方形あるいは長方形とみなし、縦×横で面積を求める

また、それぞれの面積は最大を示し、規程の範囲内であれば大きさに制限は無い

(申請方法)

第3条 スポンサーロゴマークを使用する場合は、その3ヶ月前までに表示内容、場所、個数、大きさ等を明記した「商業ロゴマーク等の使用申請書」(別紙様式)を団体登録責任者及び加盟団团长を経由して、本連盟宛に提出し、承認を得なければならない。

(承認手続)

第4条 承認の手続きは、本連盟で内容を確認した上、規程の範囲内で特に指摘する事項が無い場合は、申請者への承認通知は省略する。

附則 1 本規程は、平成14年4月1日以降開催される競技会より適用される。

2 平成24年1月1日より一部改定実施する。

尚、飛込、水球、シンクロナイズドスイミング、オープンウォータースイミング及び日本泳法の各競技規則についても本規程を準用する。